

特定外国子会社等に係る課税済間接配当等の額の計算に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	()
----------------------	--------	-----	-----

別表十七(三)

平二十三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

御注意

この明細書の各欄中金額を記載するものにあつては、その金額に係る通貨の単位を表示してください。

特定外国子会社等に係る課税済間接配当等の額の計算									
特定外国子会社等の名称		1			差 引 計		10		
					(8) - (9)				
本 事 店 務 所 又 は 主 た る 所 在	国名又は地域名	2			(8) の 受 領 年 月 日		11	・ ・	
	所在地	3							
事業年度		4	・ ・ ・ ・		前2年以内の控除未済課税済配当等の額 (16)の計		12		
外国関係会社又は他の特定外国子会社等の名称		5			(10)又は(12)のうち少ない金額		13		
本 事 店 務 所 又 は 主 た る 所 在	国名又は地域名	6			課 税 済 間 接 配 当 等 の 額	当期の課税対象留保金額 又は個別課税対象留保金額 の計算上控除される金額	14		
	所在地	7				(13)又は(別表十七(二)「36」-「37」-「38」)のうち少ない金額			
内国法人が外国関係会社又は他の特定外国子会社等から受けた配当等の額		8					15		
(8)の配当等の額が他の特定外国子会社等から受けたものである場合の控除額		9			課税済配当等の額とされる金額 (13) - (14)				
前2年以内の控除未済課税済配当等の額の明細									
受 領 年 月 日		前期繰越額及び当期発生額		当 期 使 用 額 (13)		翌 期 繰 越 額			
		16		17		18			
・ ・									
・ ・									
計									

別表十七（二の三）の記載の仕方

1 この明細書は、内国法人が平成21年改正前の措置法（以下「平成21年旧措置法」といいます。）第66条の6第1項《特定外国子会社等に係る課税対象留保金額の益金算入》若しくは第66条の8第1項《課税済留保金額の損金算入》若しくは平成21年改正前の措置法令（以下「平成21年旧措置法令」といいます。）第39条の16第2項《課税対象留保金額の計算》若しくは第39条の19第2項《課税済配当等の額の計算》の規定の適用を受ける場合又は連結法人が平成21年旧措置法第68条の90第1項《連結法人に係る特定外国子会社等に係る個別課税対象留保金額の益金算入》若しくは第68条の92第1項《個別課税済留保金額の損金算入》若しくは平成21年旧措置法令第39条の116第2項《個別課税対象留保金額の計算》若しくは第39条の119第2項《課税済配当等の額の計算》の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかっこの中に記載してください。

2 「(8)の配当等の額が他の特定外国子会社等から受けたものである場合の控除額9」は、平成21年旧措置法令第39条の16第2項第3号若しくは第39条の19第2項第3号に規定する合計額に相当する金額又は平成21年旧措置法令第39条の116第2項第3号若しくは第39条の119第2項第3号に規定する合計額に相当する金額を記載します。

3 「当期の課税対象留保金額又は個別課税対象留保金額の計算上控除される金額14」は、「(8)の受領年月日11」の日が特定外国子会社等の「4」の事業年度終了の日の翌日から2月を経過する日の属するその内国法人又は連結法人の事業年度又は連結事業年度の期間内の日である場合に限り、記載します。

4 「前2年以内の控除未済課税済配当等の額の明細」の各欄は、外国関係会社又は他の特定外国子会社等が特定外国子会社等から受けた配当等の額（「(8)の受領年月日11」の日前2年以内の期間において受けたものに限り、）のうち平成21年旧措置法令第39条の16第3項第3号又は第39条の116第3項第3号《控除未済課税済配当等の額》に規定する控除未済課税済配当等の額とされる金額がある場合に記載します。

5 適格組織再編成により被合併法人等（被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人をいいます。）からその有する特定外国子会社等の直接及び間接保有の株式等の数の移転を受けた場合にあつては、「前2年以内の控除未済課税済配当等の額の明細」の各欄は、当該特定外国子会社等に係る控除未済課税済配当等の額（その移転を受けた当該特定外国子会社等の請求権勘案保有株式等（平成21年旧措置法令第39条の16第3項第1号又は第39条の116第3項第1号に規定する請求権勘案保有株式等をいいます。以下同じ。）に係る部分に限り、）及びその特定外国子会社等に係る控除未済課税済配当等の額について記載します。

この場合において、その移転を受けた請求権勘案保有株式等に係る部分の金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付してください。

6 適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格事後設立をいいます。）により分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいいます。以下同じ。）にその有する特定外国子会社等の直接及び間接保有の株式等の数を移転した場合にあつては、「前2年以内の控除未済課税済配当等の額の明細」の各欄は、その特定外国子会社等に係る控除未済課税済配当等の額から分割承継法人等に移転をしたその特定外国子会社等の請求権勘案保有株式等に係る部分の金額を控除した金額について記載します。

この場合において、その移転をした当該特定外国子会社等の請求権勘案保有株式等に係る部分の金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付してください。

7 内国法人が平成21年旧措置法第66条の9の6第1項《特定外国法人に係る課税対象留保金額の益金算入》若しくは第66条の9の8第1項《特定外国法人に係る課税済留保金額の損金算入》の規定の適用を受ける場合又は連結法人が平成21年旧措置法第68条の93の6第1項《特定外国法人に係る個別課税対象留保金額の益金算入》若しくは第68条の93の8第1項《特定外国法人に係る個別課税済留保金額の損金算入》の規定の適用を受ける場合には、この明細書に所要の調整をして記載してください。